



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 厚生労働大臣へ要望書

### 医療現場におけるハラスメント対策を求める

公益社団法人日本看護協会（会長：福井トシ子、会員74万人）は4月9日、看護職員に対する患者・家族等からのハラスメント対策の推進に関する根本匠厚生労働大臣宛の要望書を提出しました。当日は福井会長らが高階恵美子厚労副大臣に要望書を手渡しました。

国は今国会に、職場などでのハラスメント対策強化を内容とする「労働施策総合推進法」を含む、「女性活躍推進法等改正案」を提出しています。医療現場では近年、患者・家族からのハラスメントが深刻化し、看護職員をはじめとする医療従事者が安心して働くことが難しくなっています。改正法案では顧客などによるハラスメントから職員を守る対策の事業主への義務付けは見送られましたが、本会はその対応を求めました。

要望内容に対し、高階副大臣はこの問題が、医療安全を損ね、職員の離職や労災につながっている事態を深刻に受け止めているとした上で、「法改正後に示す指針で、利用者との間で起こる問題について事業主が行うべき対策を具体化し、例示する。現場で活用してもらえるものになるよう、厚労省を挙げて取り組みたい」と述べました。さらに、今後医療現場でのハラスメントの実態について調査分析を行い、これをもとに各要望項目について検討し対応を進める考えを示しました。

報道関係の皆さまにおかれましては、要望の趣旨をご理解いただき、さまざまな機会にご紹介いただきますよう、お願い申し上げます。



高階副大臣（右）に要望書を手渡す福井会長

#### 《 要 望 事 項 》

1. 改正「労働施策総合推進法」に基づく指針において、患者・家族によるハラスメントから看護職員を守るために事業主（医療機関）が講ずる対策を明確化されたい。さらに、早急に事業主にこうした対策を義務づけられたい。
2. 患者・家族によるハラスメントから看護職員を守るための対策に取り組む事業所（医療機関）を支援されたい。
3. 看護職員を含む医療従事者に対してハラスメントを行ってはならないことについて、国民への啓発を実施されたい。
4. 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正し、国、自治体、事業主等が患者・家族等から看護職員へのハラスメント対策に取り組むことを明記されたい。

平成31年4月9日

厚生労働大臣  
根本 匠 殿

公益社団法人 日本看護協会  
会 長 福井 トシ子



看護職員に対する患者・家族等からのハラスメント対策の推進について  
(要望)

看護職員は医療の場における患者の人権を尊重し安全で質の高い医療・看護の提供に努めてきましたが、最近患者・家族から看護職員に対するハラスメントが深刻化し、安心して働くうえでの基盤を危うくする事態となっています。

医療の場において患者の人権が尊重されるとともに看護職員をはじめとする医療従事者の人権もまた守られ、将来にわたって安全で質の高い医療・看護の提供が可能となるために、以下の対策に早急に取り組まれるよう要望いたします。

記

1. 改正「労働施策総合推進法」に基づく指針において、患者・家族によるハラスメントから看護職員を守るために事業主（医療機関）が講ずる対策を明確化されたい。さらに、早急に事業主にこうした対策を義務づけられたい。
2. 患者・家族によるハラスメントから看護職員を守るための対策に取り組む事業所（医療機関）を支援されたい。
3. 看護職員を含む医療従事者に対してハラスメントを行ってはならないことについて、国民への啓発を実施されたい。
4. 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正し、国、自治体、事業主等が患者・家族等から看護職員へのハラスメント対策に取り組むことを明記されたい。

以上